

つやま産業支援センター専門家派遣プログラム要項

平成 28 年 4 月 1 日施行
平成 29 年 4 月 1 日改正
平成 30 年 4 月 1 日改正
平成 31 年 4 月 1 日改正
令和 2 年 4 月 1 日改正
令和 3 年 4 月 1 日改正

[概要]

津山市内中小企業等（個人事業主、創業予定者を含む）の各課題に応じて、つやま産業支援センター（以下「センター」という。）登録専門家を市内に派遣し、派遣企業の課題の解決を図るとともに、併せて人材育成を行うもの。

[要件]

下記の要件をすべて満たすもの。

1. 市内に本社または工場、事業所を有する中小企業等であること
2. 雇用創出に資する意欲ある取組みを実施すること
3. 専門家を受け入れ、自ら積極的に対処を図ることができること
4. 事前に専門家が面談を行い、長期派遣を推薦した中小企業等であること

[内容]

1. 生産性向上プログラム
2. 事業戦略等支援プログラム（経営革新計画/経営改善計画策定支援を含む）

[費用]

専門家派遣に係る費用について、1 回あたり 5 千円とし、当該年度の専門家派遣終了後にセンターから派遣企業に請求することとする。なお、振込手数料については、派遣企業の負担とする。

費用の支払いはすべての派遣が終了してからの清算払いとし、最終支払期限は年度末の 5 営業日前までとする。

[派遣期間]

1 つの課題に対し、原則として専門家 1 名を派遣することとする。

なお、同一年度内において、1 社につき、同時に 2 つの課題に取り組むことが

出来るものとする。

最終派遣日は3月10日（土日祝日等の場合は前営業日）までとする。

[派遣時間、回数]

1回あたりの派遣時間は、概ね4時間以内とし、申請年度内に10回までとする。ただし、経営革新計画及び経営改善計画策定に係る派遣は申請年度内に5回までとする。

[新型コロナウイルス（COVID-19）で影響を受けた中小企業等の特例]

新型コロナウイルス（COVID-19）で影響を受けた中小企業者等で次の各号のいずれかに該当する場合、専門家派遣ごとに費用を5回まで無料とする。

なお、次の各号に該当する旨の申請を行う場合は別に定める申告書を添付しなければならない。

- (1) 申請前の直近6カ月間のうち任意の3カ月の合計売上高が前年の同3カ月の合計売上高と比較して10%以上減少した者。ただし直近6カ月に令和3年1月～3月が含まれる場合は、平成31年及び令和2年の1月～3月のいずれと比較してもよいものとする。
- (2) 創業1年未満の場合、最近1カ月の売上高が、最近1カ月を含む過去3カ月の平均売上高と比較して10%以上減少した者。

[派遣の流れ]

1. 企業よりセンターへ課題について相談
2. 相談の内容により登録専門家を選定し、相談企業へヒアリングを実施（ヒアリングは原則として1回までとする。）
3. 企業よりセンターへ「専門家派遣プログラム申込書【様式1】」を提出
4. センターより企業へ「専門家派遣プログラム決定通知書【様式2】」にて通知
5. 登録専門家による助言・指導を実施
6. 専門家派遣終了後、企業よりセンターへ「専門家派遣プログラム実施報告書【様式3】」を提出（終了後10日以内）
7. 「専門家派遣プログラム実施報告書【様式3】」を受領後、センターより企業へ請求書を送付
8. 請求書に記載してある日付までに費用の支払い

以上